重要事項説明書
変動金利定期預金【複利型】

２０２５年３月２８日現在

商品名	・変動金利定期預金　［複利型］
販売対象	・個人のみ
期　間	・３年 ・預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
預　入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ・一括預入 ・100 円以上 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利　息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	 ・変動金利 ・預入後６ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から６ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金＜M型＞6 ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を 365 日とする日割計算で、６ヵ月毎の複利計算
税　金	・利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013 年１月１日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合、その利息は預入日から解約日前日までの日数および別表の預入期間に応じた中途解約利率により６ヵ月毎の複利計算をして、この預金とともに払い戻しいたします。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時～17時、電話: 0162-22-0625)にお申し出ください。 紛争解決措置　札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・紛失等により再発行する場合は再発行手数料１件 1,650 円（税込）がかかります。

稚内信用金庫

変動金利定期預金の中途解約利率一覧

２０２５年3月２８日現在

単利型

［定型方式］１年、２年［満期日指定方式］１年超３年未満	
預入期間が６ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
預入期間が６ヵ月以上１年未満の場合	約定利率×５０％
預入期間が１年以上３年未満の場合	約定利率×７０％

（注）　小数点第４位以下は切捨てます。

単利型・複利型

［定型方式］　３年	
預入期間が６ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
預入期間が６ヵ月以上１年未満の場合	約定利率×４０％
預入期間が１年以上１年６ヵ月未満の場合	約定利率×５０％
預入期間が１年６ヵ月以上２年未満の場合	約定利率×６０％
預入期間が２年以上２年６ヵ月未満の場合	約定利率×７０％
預入期間が２年６ヵ月以上３年未満の場合	約定利率×９０％

（注）　小数点第４位以下は切捨てます。

「金融商品に係る勧誘方針」

稚内信用金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

１．稚内信用金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

２．金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、稚内信用金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

３．稚内信用金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

４．稚内信用金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

５．金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

以　上

２０２４年４月１日改正